

# 呉市新婚・子育て世帯 定住支援事業

新婚世帯又は子育て世帯の市内定住の促進と中古住宅の流通促進のため、新婚世帯又は子育て世帯が戸建ての中古住宅を購入し、居住する場合に購入費の一部を予算の範囲内で補助します。

新婚・子育て世帯が中古一戸建て住宅を購入した場合 **最大40万円**

基本額  
**30万円**

+

加算額  
親世帯と同居の場合  
**10万円**



## 対象者・補助額

- 平成28年4月1日以降に、本市に定住するための中古住宅(三親等内の親族から購入する住宅は除く)を購入する新婚世帯又は子育て世帯
  - 定住…本市の住民基本台帳に記録され、かつ、5年以上本市に生活の本拠を有する予定のもの
  - 新婚世帯…交付申請日が、婚姻日から3年以内又は交付申請を行う同一年度中に婚姻する場合で、かつ夫婦ともに50歳未満の世帯
  - 子育て世帯…交付申請日において、中学生以下の子(出産予定等の子を含む)がいる世帯
- 基本額 上限30万円(購入費の1/2)
- 加算額 10万円

加算対象	内容	加算額
親世帯と同居	親世帯と同じ小学校区内に居住すること、又は、親世帯の住宅から直線距離2キロメートル以内に居住すること。	10万円

## 対象住宅

- 本市内において、専ら人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するために所有する『一戸建ての中古住宅』。(併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上の家屋に限ります。)

## 補助要件

- 呉市に5年以上定住すること。
- 自治会に加入すること。
- 世帯全員が、本市の市税を滞納していないこと。
- 世帯全員が、暴力団員でないこと。

## 注意点・手続き上の期限等

- 中古一戸建て住宅を購入(所有権移転登記完了)する前に補助金交付申請手続きが必要です。
- この補助金は、所得税法における一時所得に該当する場合があります。
- 令和2年度予算の範囲内で実施する事業です。

※その他、詳細については、お電話またはホームページでご確認ください。

本補助金の活用とセットで  
【フラット35】子育て支援型も利用できます。

【フラット35】  
の借入金利から  
**年0.25%**

利用申請書式はこちら



お問い合わせ先: 呉市住宅政策課 定住サポートセンター  
〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎6F  
(0823)25-3394 FAX(0823)24-6831

呉市公式キャラクター「呉氏」